

第3回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日 平成24年11月13日 (火)
午後1時半から
- 2 場所 流山市役所第2庁舎第303会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、山口副会長、西村委員、前田委員、松本委員
- 4 欠席委員 柴委員、廣田委員
- 5 事務局 加茂財政部長、伊藤財政調整課長補佐、松岡主事、古川臨時職員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題
(1) 新規及び増額補助金等に対するヒアリング(2日目)
対象課：リサイクル推進課、誘致推進課、コミュニティ課、防災危機管理課、
国民年金課、都市計画課、指導課
- 8 配布資料
コミュニティ課追加資料(地域まちづくり協議会事業報告など)
都市計画課追加資料(流山市地区街づくり組織活動費補助金要綱)

(伊藤会長)

それでは、今日の議題に入りたいと思います。本日の会議は、委員、出席5名、欠席2名です。5名出席ですので、会議は成立していることをご報告します。

なお、あらかじめご報告申し上げますが、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定しておりますことから、本審議会も公開といたしますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

では、本日は2日目のヒヤリングでございます。はじめにリサイクル推進課からお願いします。

(リサイクル推進課) <再生資源物回収事業奨励金について>

リサイクル推進課の片桐でございます。本日もご審議頂きますのは再生資源回収事業奨励金でございます。これは、市に登録するリサイクル団体が収集した資源物を回収する登録再生資源物回収業者に対し、その資源物の回収量に応じて奨励金を交付し、ごみ減量、資源化を推進しようとするものでございます。目的といたしましては、再生資源物の回収を促進することにより、廃棄物の減量、資源化に有効となる集団回収

事業の促進を図り、ごみ収集経費の削減に寄与するものでございます。

再生資源物の単価については9番のとおりですが、毎年下落傾向にあります。説明としては以上です。

(伊藤会長)

それでは委員の方、質問がありましたらお願いします。

その前に私からよろしいでしょうか。

私は自治会に関係していたことがございます。この自治会が毎週水曜日やっているのですが、この実行プランの2番の内容でその資源物の回収量に応じて奨励金を交付し、とありますがこれは回収業者に対してやるのですか。

(リサイクル推進課)

はい。回収業者に対してです。

(伊藤会長)

ちょっと疑問なのは私たちは自治会で集め、おこなっていて結局は自治会の収益になるのですが、回収業者に奨励金を払う必要があるのかなと思うのですが。

(リサイクル推進課)

はい、基本的に資源物の中でも逆に有償で出すものもあります。例えば古紙、アルミ缶とかは単価がつきます。しかし、びんなどについては逆に業者がお金を払って処分をします。

(山口副会長)

この算出基準の2%というのは人口増を見込んで出したものですか。

(リサイクル推進課)

はい、23年度までは市が資源物を回収していました。しかし24年度からは資源物回収の一元化を図りその増加分、そして人口増加分があります。

(西村委員)

行政回収をやめ、一元化してからは市としてトータルでは得になっていますか。それとも損してますか。

(リサイクル推進課)

ほぼ、とんとんですが市況の状況や収集量の変動により若干、業者に出すほうがお金がかかるかもしれません。そのほかに地域の皆さんに報償金という形でお支払いをしております、それは自治会さん、自治団体さんなりにお金をバックさせていただいております。

(西村委員)

これは、業者に対して払うお金ですよ。地域で集めている補助は別ですか。

(リサイクル推進課)

はい、それは報償金、謝礼という形でやっております。

(西村委員)

それはいくらぐらいかかっていますか。

(リサイクル推進課)

6,000万円です。197団体ありますので自治会より多いですね。なぜかという
と、PTAや老人会、こども会などありますので。

(山口副会長)

これは一元化するから収支としては少し良くなると伺っていましたが。

(リサイクル推進課)

基本的には業者にとんとんになるようにお支払いの金額設定をさせて頂いている
つもりです。私どもとしてはできる限り、歳出の削減を考えております。

(西村委員)

この業者は前は5業者となっていて今年は7業者ですね。そうするとお互いに競り
合いみたいに価格の競争みたいのをさせて、安くさせようというのはありますか。

7業者、皆、単価は一緒ですか。

(リサイクル推進課)

基本的に一緒です。

(西村委員)

この単価が7業者あるのにひとつしか書いてありませんが。

(リサイクル推進課)

基本的に平均値を示しております。

(西村委員)

これはさらに値上がりして増えていく可能性がありますよね。

(リサイクル推進課)

それは市況によります。

(松本委員)

市が発注するとき価格競争というのがありますか。

(リサイクル推進課)

基本的に市は発注という形ではなくて、地域の皆さんと業者が契約をさせて頂いて
います。

(伊藤会長)

はい、ではよろしいでしょうか。次のノーレジ袋エコポイント付与助成金について
ご説明をお願いします。

(リサイクル推進課) <ノーレジ袋エコポイント付与助成金について>

この制度は、ながポンカードと付随を致しまして、流山商業協同組合に加盟してい
る個人商店に対し、ごみ減量化の一環としてレジ袋の削減、その際に市の方からポイ
ントを付与するものです。

平成24年6月21日付けで流山市商業協同組合から、ノーレジ袋エコポイントの
行政負担金を1ポイントから2ポイントに増やしていただきたい旨の要望書がださ
れました。

この要望書によると、ノーレジ袋推進事業の母体となる「ながれやまポイントカー

ドシステム」を平成23年5月に構築しましたが、震災の影響及び加盟店確保に苦慮し、流山商業協同組合が厳しい経営状況下にあることから、コスト削減を図るため、事業内容等を見直ししており、今般その一つの改革案として、ノーレジ袋エコポイントの組合負担を2円から1円に減額し、その減額分を流山市に負担願いたいとのことでした。

市としては、同組合の置かれている状況を勘案するとともに「ながれやまポイントカードシステム」及び「ノーレジ袋推進事業」の堅持を図るため、平成24年度第2期分から行政負担分を1円から2円にすることとしました。

本来ですと、補助金等審議会の議論を経るべきでしたが、先行してしまいました。

現在、ながぽんカード加盟店が96店舗、レジ袋の推進加盟店が22店舗ございます。予算額については12万円を計上しております。以上でございます。

(西村委員)

この12万円6万枚はかなり大きいんじゃないですか。

去年も増やすと聞いたけど伸びていませんよね。

この予算は課題になりますよね。1万枚程度のレジ袋を配っても16万人の人口のごみの解決になると思いますが。

(リサイクル推進課)

はい、レジ袋1枚の焼却でCO₂が削減されるという地球温暖化の抑制にもつながりますし。

(西村委員)

何かやり方があるのではないかなと。

(リサイクル推進課)

確におっしゃるとおりでございます。市のごみの出し方というのがレジ袋で出していいという中でやっていますから確かに矛盾している部分はあります。

(伊藤会長)

ただ、長年福岡にいて、こちらに来て感じたことは、福岡はかなり徹底しています。

徹底しているというのは市がバックアップしているかどうかはわかりませんが、私たちが日常の買い物をする時に店も店員も当たり前のようになっていました。こちらは、ぼんぼんレジ袋を出していますよね。

(リサイクル推進課)

会長さんがおっしゃるように、私どもはレジ袋辞退を小型店だけですがお願いをします。大型店をご存知のとおり辞退すると2円引きとかでやって頂いておりますが小型商店を救出するためにごみの減量化という形の中で必要なものですので引き続きやらせて頂ければと思います。

(山口副会長)

私が思うのはやはり実績がないというのが大きいのだと思いますね。事業を再考し直すのも必要かもしれませんね。20店舗でやってもあまり効果が望めないのではと考えます。

(リサイクル推進課)

私どもも拡大にむけて努力をさせて頂いております。

(伊藤会長)

拡大が必要ですよね。

(前田委員)

スーパーなどは自分のところで2円のポイントをつけるとかやっていますね。僕もしょっちゅう買い物に行きますが必ず自分の袋をもって行きますから。ただ当然自分のところの袋を出すものだと、出していますよね。その辺は企業が徹底していないですね。

(リサイクル推進課)

私どもでこれから大型店、大型店に限らず商店街も回ってごみの減量化とともにマイバッグ持参でというチラシやポスターを作らせて頂いて準備をさせて頂いているところでございます。

(前田委員)

趣旨は大賛成。ただ実行が伴わないということですね。

(伊藤会長)

はい、ではお時間もありますので以上でよろしいでしょうか。

次は誘致推進課の企業立地促進奨励金についてお願いします。

(誘致推進課) <企業立地促進奨励金について>

誘致推進課課長の武井と申します。それでは企業立地促進奨励金についてご説明致します。

私どもの奨励金に関しましては、流山市企業立地の促進に関する条例それに基づいて支給しているものでございます。補助金の目的ですが、つくばエクスプレス沿線を中心に企業立地の促進を図るために奨励措置を講じているところでございます。奨励措置の中身につきましては固定資産税及び都市計画税を一度お支払い頂いてその相当額を交付するというものでございます。目的としましては企業立地によって流山市の産業の育成に努めること、雇用の促進を図ること、そして企業が流山市で活動することによってガソリン、事務用品、お弁当などに経済効果があるので非常に流山市の今後の財源を確保するのに重要なことだと考えております。

現在対象となっているのは1件です。昨年までは2件でしたがちょうど奨励期間が終わりまして1件ということ。来年度からまた1件追加されるということで予算計上を予定しています。私どもの補助金に関しては対象業種を決めています。まず産業分類で言いますと製造業、建設業、研究所など流山市の産業の目的に則った企業に対して補助するものでございます。世の中の経済状況によって製造業が大きく伸びたりサービス業が伸びたりとかそのへんの変化に伴いまして対象とする産業分類等を定期的に見直しをしております。流山市はどちらかというと工業の都市というよりは住宅を中心とする、おたかの森など、みどり、環境を大切にしていますので、それらの環境とマッチングする研究所や知識集約型の産業などの企業の誘致に努めてい

きたいと思います。以上でございます。

(伊藤会長)

はい。ありがとうございます。では委員の方どうぞ。

(西村委員)

2、3年前千葉県で昼間人口が一番増えているのが成田市で、一番少ないのが流山市だと読んだ事があるけれど、昼間人口を増やさなければおっしゃるようにはなりませんよね。

(誘致推進課)

はい。つくばエクスプレス沿線は今640haという地域で区画整理事業をしています。その中には駅前周辺について商業とかが立地する土地利用になっていますのでそういうところを中心に昼間人口が増えていくものと考えます。

(西村委員)

この委員を応募した時に、どういう施策をとっているのですかと聞いたら、つくばエクスプレスができて東京に近くなったんで皆向こうに通ってここへ来てくれませんかと言っていました。だからそういう施策かなと思ったんですがね。

(誘致推進課)

駅周辺については産業が立地できるような土地があるのでそういうところに企業を誘致できるよう、予算を計上していきたいと思っております。

(西村委員)

私は10年ぐらい前に流山に来たのですが、野田との道路間に清掃工場があってあの辺が工場立地だと聞きましたがあれはどうなっているんですか。

(誘致推進課)

基本的にはたぶん野田有料道路がありまして一番流山市の北側に流山工業団地というものが既存で1件あります。

(西村委員)

ですから1件や2件じゃ効果が出ないんじゃないかと思いますよ。大々的に市として施策はあるのかなと思います。何かキャンペーンをはらないといけないのでは。

(誘致推進課)

基本的に工業団地を市が開発するというのは考えていません。先ほどご質問のあったところは新川耕地と言ひ、農業を継続するエリアとなっています。流山市は工業系の用途が非常に少なくなっています。そういう意味で製造業から、建設業や研究所等の誘致を検討しています。

(西村委員)

昼間人口を増やさないと意味がないんですよ。

(誘致推進課)

おかげさまで、おたかの森ショッピングセンターで人を集めていまして、この不景気の中かなり売り上げが伸びております。現在拡張工事を進めているということでございますので昼間人口が更に増えていくものと考えます。

(前田委員)

だいたい前の審議会のヒヤリングで市から企業立地する土地がないということだという説明でしたよね。今TXの関係でいろいろ出来ていますが基本的にこういう構造は変わっていますか。

(誘致推進課)

基本的には変わっていません。私どもが担当している市有地は流山セントラルパーク駅前の土地とおおたかの森駅前の2つの土地です。おおたかの森はまだ造成はできていませんがセントラルパーク駅は今年の3月に暁星国際学園に土地をお貸しすることが決まりました。基本的には民間の皆様の土地に企業を誘導していくということには変わりはありません。ただ、おおたかの森は地権者の皆さんと連携しまして、土地を貸したい、売りたいという地権者さんの土地を市のホームページにアップしてこれを活用したい事業者さんをご紹介しますよという形で企業と地権者さんのマッチングについてもやっています。そういった形で、ない土地を活用しながら工夫しています。

(伊藤会長)

今、話題の中の建築などは環境の面で非常に良いことで、私はこの企業立地は先ほどもお話にあった活性化とか税収とかのいろんな意味で大賛成です。税制等の優遇措置など補助金だけ払うのではなく、何らかの形で誘致するという方法は民間企業にとって大いに良いことなのではないかと思えます。これを促進し、企業に誘致するというのは流山市にとっては非常に重要だと思います。

(誘致推進課)

私どもは、つくばエクスプレスで都心から20分程で来られる、そして区画整理事業で道路がきちんと整備されたりインフラがきちんと整備されているので今回の奨励金を組み合わせることにより他の市町村と差別化が図れるものと考えております。実際に柏市は同様の制度を持っていますが松戸や鎌ヶ谷市は持っていません。私たちは、このような制度を活用していただきたいと思っています。

(伊藤会長)

はい。ではよろしいでしょうか。ありがとうございました。次にコミュニティ課さんをお願いします。

(コミュニティ課) <地域まちづくり協議会について>

はじめに自己紹介させていただきます。市民生活部長の井上でございます。お手元の資料をご覧ください、ご説明させていただきます。

地域まちづくりの補助金ということでご説明させていただきます。この地域まちづくり協議会補助金は流山市地域まちづくり協議会が行う事業に対して支援を行うものです。前回の23年度から始まり色々な事業を行ってございまして資料をご用意させていただきました。

23年度から設立されたものに流山小学校区まちづくり協議会と新川まちづくり協議会がございまして人が集まるような色々なイベントなどの事業を展開しており

ます。申し遅れましたがこの流山市地域まちづくり協議会はコミュニティ審議会の答申を踏まえまして設置をすすめております。24年度につきましてはやはり3月11日の震災の影響もあり両協議会とも防災や震災に関する事業に展開していこうということで流山小学校区については「防災、減災に備える事業」として、引き続き防災訓練を今年度実施していき、新川協議会については地震など起こった場合の避難所をどうすればよいかなど既存の自治会、マンション管理組合などと協議がされております。

本補助金の改革すべき点についてですが、平成23年10月4日付けでご指摘頂いた事業内容及び目的からみて、自治会等既存の地域組織との整合性が不明確である。既存組織（自治会、社会福祉協議会など）との棲み分けなど、廃止を含めた全体的な見直しが必要である、ということですが、私どもの考え方では自治会、社会福祉協議会等の既存団体が協働して地域の課題解決にあたるためのものであり、地域内での相乗効果が期待できるものと考えております。

また、平成23年12月27日付けの答申で自治会の高齢化に伴う運営のあり方、会員加入率低下問題など既存組織との連携による支援活動といったところが全くみえないというご指摘ですが、自治会の高齢化や加入率低下については、一義的には、各自治会で工夫することであると考えますが、地域まちづくり協議会としてそれらの問題を既存の自治会がお互いに意見を出し合い、その解決策を具体化することも十分期待できる、地域内の先進的な自治会からの情報を得ることで触発され、相乗効果も期待できるものと考えております。

また、協議会等既存組織の上部組織とみられ、二重構造の感は否めないのご指摘を受けました。これについては地域まちづくり協議会は、自立した団体が共通の地域課題を解決するための協議体であり、上下の位置付けをするものではない。自立した団体同士が意見を交換し、課題解決を見出すものであり、屋上屋を架すものではないと考えます。以上でございます。

(伊藤会長)

はい、ありがとうございます。それではご審議をお願いします。

(前田委員)

皆さんは、前回の答申の審議会には出席されましたか。

(コミュニティ課)

はい、課長は出席しておりますが、私（部長）と係長は初めてでございます。

(前田委員)

はい、ありがとうございます。まず、まちづくり協議会を作ろうということがこれまで2回ありましたよね。この適正化実行プランに基づく皆さんの説明の中で自治会が衰退しているから作らなければいけないという事象的なことを中心に説明があったんですよ。これは審議会としては非常に困惑をした経緯があります。前回このようにきちんと資料をつけてくれれば意見がもっとかみ合ったはずですよ。それが全くありませんでした。今初めて聞いたんですから。それと審議会が答申をしてCランクをつ

けました。最終的に市長の権限で補助金を認めることになりましたということでしたがどういう理由でこういうことになったかということです。これを市長に説明を要請しまして「そのようにします。」と市長はおっしゃいました。ところがでてきたのは予算編成について出され、市長が決定したのでお知らせしますということだけでした。本来Cランクのものはどこかで解決できるかわかりませんが保留にするとか中間で諮問するとかしないといけないと思います。

また皆さんには関係はないかもしれませんが、コミュニティ推進課には全市コミュニティ推進委員会というのがありますよね。協議会をどういうふうに作っているか、委員と事務局のやり取りを見せて頂きました。自治会は174ぐらいありますよね。ひとつひとつは難しいので連合を作ったほうがいいんじゃないかと、しかし、それもうまくいってない。総括を読ませて頂きましたが全く焦点が定まっていませんね。そういうことがありましてまちづくり協議会というひとつの考え方が否定はもちろんしませんけれど、内容が少し違うのではないかと思います。

(伊藤会長)

はい、それでは今の意見に対していかがでしょうか。

(コミュニティ課)

はい。では私から申し上げます。まさに今ご指摘があったとおり平成19年度にコミュニティ審議会の答申の中で新たなコミュニティ形成を図る対応策ということで答申を頂きました。そのときに地域まちづくり協議会という言葉がでてきました。さらに、平成21年10月20日のコミュニティ審議会でその推進策の具現化の建議を頂いております。そこで地域まちづくり協議会の姿、アウトラインが示されてきたということがございます。それをうけまして、地域まちづくり協議会をすすめてきているのですがこの補助金等審議会の時にご説明する際にその位置付けをはっきり、しっかりとご説明が行き届かなかったのだなというところに大いに反省しております。また、Cランクが2回続いておりますので補助金等審議会の答申を当然尊重していかなければならない、そういう意味では非常に大きな問題であると捉えております。したがって今回私も皆さんにご説明をさせて頂いて、ご理解いただきたいと思っております。

まさに補助金等審議会の補助金に対する目を行政としてしっかりと受け止めていかなければならないと思っております。今委員さんから焦点が定まっていないというご指摘を頂きましたが、全市コミュニティ推進委員会の総括のなかで新川小学校、流山小学校という2つのモデル地区として立ち上げることをやってきました。その役割は十二分に果たしてきましたが一度推進委員会で中止にし、あとは行政の方で一生懸命進めていきますというふうに話をしているところでございます。今やっている2つのまちづくり協議会ですが、それぞれイベントなどにかなり偏っている状況がありますがそこは今委員さんのご指摘のとおり、もう少し、市としてこういうものやっってくださいということを示す必要があると考えています。それに呼応して3.11震災以降各小学校が避難所になっています。ただ避難所にどうやって人が来て交通整理す

るのかというのが実は、はっきり決まっています。大きな震災が来た時にこのまちづくり協議会というものを使って頂いて共通の地域課題を解決していくという考えです。それ以外に小学校ごとに地域性のあるイベント的なものもあっていいのではないかと考えております。

(伊藤会長)

われわれ補助金等審議会で指摘がありましたが、防災も含め安心安全な街づくり、明るい街という意味ではおもしろいわけですけどそれを具体的に一步一步やってほしいなと思います。

(山口副会長)

このまちづくり協議会の考え方としては必要なことだと思います。先ほど前田さんがおっしゃったように考え方の2番で昨年コミュニティ課のこのような説明があったから私がこのように書いたわけです。こういう場合の反論はやめていただきたいという説明だったんです。

去年は詳しいご説明が何もでてこなかったのです。私は防災対策の件などのことは非常に大切なことだと考えております。どうやって組織を動かすのかということが見えてきませんでした。この協議会の中で誰がどのように意思決定するのかというのがはっきり見えてこないですね。

(コミュニティ課)

まちづくり協議会は今まさに二つモデル式がございますがひとつの小学校区で集まった自治会で20ぐらいある場合もございますが、その自治会長が役員として入るのか自治会の中に役員でまちづくり協議会担当を作って頂いてそこで議論していただく。地域にあるNPOがあれば入って頂く。民生委員、地区社協さんにも入って頂く。そこで話し合いをしていただき最終的には多数決ということになると思いますがそこは、まちづくり協議会としてやるのかやらないのか判断して頂くこととなります。

まちづくり協議会のコンセプトの中に自治会を育てていくというのがございます。自治会が自立して頂きその集合体がわれわれなんだというところをきちんとまだ説明できていないところがございます。

(伊藤会長)

きちんと自治会を育ててほしいですね。それは切実な思いです。

(前田委員)

私が焦点定まっていなかったのは初めから難しい組織づくりであるということ念頭においてきちんとやってほしかったんです。はじめにきちんとしていればこのような混乱はなかったと思います。

(伊藤会長)

いかがでしょうか。

(西村委員)

まだ私は納得できていないです。幸い防災の話はあくまでも後付けですよ。結局

はイベントですよね。そのイベントの必要性は自治会を踏み台にして必要かというのがしっくりこないです。

(コミュニティ課)

今ご指摘があったように防災の話は後付け、イベントがメインとありましたがまさにおっしゃるとおりです。やはり自治会が基本であります。地域の共通の課題をやってもらいたいというのがまちづくり協議会のコンセプトです。やはり市としてこういうものを持ってもらいたいというお示しをきちんとしていきたいと思います。

(伊藤会長)

はい。ではよろしいでしょうか。時間的に迫っておりますので手短かに次のご説明をお願いします。

(コミュニティ課) <防犯灯電気料金等補助金について> <防犯灯設置費補助金について>

では、ご説明させていただきます。まず電気料ですが主に東電の値上げが主な原因です。そしてもうひとつの要因がその中で一括払いというのがございます。これは当初に払うものがございます。それと既存でその年度に応じた電気料を支払うという2つに分かれています。一括払いにつきましては24年度も支払っております。それで25年度の値上げ分が反映されています。その次に防犯灯の設置ですが、今の状況で各自治会からの要望を通しております。電気料との絡みはLED化です。これについては電気料の削減ということでLED化にしているという現状です。以上です。

(伊藤会長)

はい。ありがとうございます。では委員さんお願いします。

(松本委員)

はじめの電気料金ですが予算がかなり増えていますが全て電気料金の値上げによるものですか。それと2番の内容のところに防犯協会を通じて防犯灯の電気料金を補助するということですが他にコストはかかっていないんですかね。あともうひとつ、防犯灯設置のほうはこういうのはないのですか。自治会直でやっているのですよね。それとLED化を薦めているというのわかりますが電気代は安いけど設置代が高いのかその辺をわかりやすく教えて下さい。

(コミュニティ課)

まず、一つ目ですがこれは電気料のアップがほとんどすべてです。そのしくみとして前年度一括払いした分が25年度に入っている。また新規が300灯ぐらいくていきます。その分の設置、電気料が入っております。そして既存の値上げ分に対する分です。2つ目ですが以前安心安全課でやっていたものなのできちんとして説明するのが難しいですが、電気料については一括払いでやるものと毎月払いというのと2つあります。そこの補助に対して防犯協会が一括してやっております。一括払いをすると1灯あたり10円安いです。だいたい11,000灯ぐらいが一括払いなので140万ぐらい減額できるということになります。そのほか事務の煩雑化を防ぐために防犯協会連合会にお願いをしています。

もうひとつLED化の件ですがひとつのコストが高いというのというのが原因でしたがここ近年LEDが安くなってきております。以前はLEDの補助は4万円だったのですが実質27,000円ぐらいになります。なのでこれからは下がってくるのではないかという状況も見受けられます。

(伊藤会長)

はい、ではよろしいでしょうか。最後は自治会館建設費補助金についてお願いします。

(コミュニティ課) <自治会館建設費補助金について>

ではご説明させていただきます。前年度0というのは要望がなかったということです。来年度の要望でございますのは北自治会、美田自治会ということで世帯割りで金額を計上しております。以上です。

(伊藤会長)

はい。ではいかがでしょうか。

(山口副会長)

この北自治会は建て直しですか。二つありますよね。

(コミュニティ課)

はい、そうです。

(前田委員)

内容はわかりましたが400万の補助を決める場合に自治会の活動や運営などを考えていますか。

(コミュニティ課)

はい。やはり計画的なものがないと行っておりません。その辺は十分自治会から聞いて総会資料なども提出して頂いています。

(前田委員)

私は正式にはまだですが、自治会の会長になりますが、美田の自治会には600万円の補助で5,000万円かかるのにあとの残りはどうしたら良いのかという問題があります。

(西村委員)

自治会は177自治会のうち会館を持っているのは100件ぐらいと聞いていますが先ほどの街づくり協議会との公益、小学校区単位との兼ね合わせというのは考えていますか。例えば自治会は自治会単位で欲しいわけですよね。

(前田委員)

われわれの美田自治会は700世帯のうち自治会に入っているのが600世帯なので600万なのですか。

補助金は1世帯に対して1万円なんですか。地区でいうと700世帯だから700万だと思うのですがね。その基準はどうなっていますか。

(コミュニティ課)

あくまでも自治会の補助金は自治会加入者を対象に考えています。

(伊藤会長)

自治会で防犯灯やごみの問題とかもやっているのによっぽど高齢で入れないという方以外は常識として加入すべきであると思いますがね。

(コミュニティ課)

確かにおっしゃるとおりです。市でも加入するよう呼びかけております。

(山口副会長)

まちづくり協議会の活動の中に、もっと自治会を支援して地域を盛り上げて行きましょうというのがあれば良いですね。

(コミュニティ課)

そうですね。まちづくり協議会のコンセプトの中で自治会を支援したい、応援したいというパンフレットを出したいと考えています。

(伊藤会長)

そうですね。流山の広報にも非加入者に対し、PRできるとよいですよ。それではよろしいでしょうか。

<休憩>

(伊藤会長)

はい。ではお時間になりましたので防災危機管理課の自主防災組織防災資機材整備事業補助金についてご説明をお願いします。

(防災危機管理課) <自主防災組織防災資機材整備事業補助金について>

はい。ではご説明をさせていただきます。この補助金は今年度から初めて開始をしました。趣旨、目的でございますが地域の防災活動の促進を図り、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材の購入に要する経費の一部を補助し、安全な地域社会の推進に寄与するものです。効果といたしまして、防災資機材の購入に要する経費の一部を自主防災組織に補助することにより、地域の防災活動の促進が図れるとともに、住民が互いに協力、助け合いながら自分たちのまちは自分たちで守るという意識の向上が図れるというものと認識をしております。

補助の内容でございますけど、予算の範囲内で上限はありますが、防災資機材を購入する総額の3分の1としております。自主防災組織というのは各自治会を主体として作っておりますが、大きいところは300世帯を超え、数十世帯という小規模なものもございます。

公平性を確保するために100世帯以下に対しては50,000円、300世帯以下は70,000円、300世帯を超える場合は100,000円を上限としております。今年度は初めてですが、昨年3、11の問題もあり、現状では不十分であるという問い合わせも多くありました。今年度は1,000,000円に対し、1,640,000円の補助金申請があり、一部補助金額を減額しましたが、各自主防災組織の防災資機材購入総事業費は520万円を超えており、25年度は増額して要求をしております。以上です。

(前田委員)

この算出基準の救護活動資機材の中に車椅子がないけどはいつてないのですか。

(防災危機管理課)

いえ、はいつております。すみません。記入もれです。

(山口副会長)

一般的に車椅子は高いものですよね。

(防災危機管理課)

はい。補助金の額は最低でも5万円ですので15万出せば買うことができます。

(前田委員)

自主防災組織というのは今どのぐらいありますか。

(防災危機管理課)

118ぐらいあります。基本的に自治会を母体として作るようにっております。

(前田委員)

うちの方でも道路を作ってほしいという声が出ていますし、数を増やしてほしいですね。

(防災危機管理課)

はい。自主防災組織を作らないとこの補助金をもらえないのではないかという声もありますがあくまでも組織を作っていただくのがねらいです。

(伊藤会長)

先日、自治会の防災訓練があったのですが、私の家から歩いて中学校があり、川を渡って小学校がありますが、避難は小学校でないとだめですか。

(防災危機管理課)

基本的に市内のどこの避難所に行っていたいただいても構いません。ただどこでもいいと言ってしまうと、迷われてしまう恐れがありますので、この地域の方はこことこことというように、いくつかの避難所を決めております。なお緊急の場合など入り組んでいる地域の場合は隣接している市の避難所に行って頂いて大丈夫です。落ち着いたら戻ってきていただくようお願いしています。

(伊藤会長)

では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして国保年金課、人間ドック利用助成についてのご説明をお願いします。

(国保年金課) <人間ドック利用助成について><はり・きゅう・あんま等施設利用者助成について>

はい。国保年金課の福島と申します。人間ドックについての補助金ですが、早期発見、早期治療ということで国民健康保険加入者対象に実施しております。1年間に1回受けることができ自己負担が12,600円助成額が29,400円を一人あたり助成しております。年間の人数ですが平成23年度は1,093人でした。今年度補助件数としまして1,270件受診するものと予測しております。人間ドック及びはり、きゅう、あんまについても保険事業の一環として実施しております。この保険事

業は厚労省の基準といたしまして保険料の1%について保険事業を行うということで、41億円の保険料がありますので1%、要するに4,100万円以上の保険事業を実施しなさいということで人間ドック及び、はり、きゅう、あんまを実施しております。

人間ドックにつきましては、本年度は3,600万円かかるのではないかと算出しております。はり、きゅう、あんまに関しては60歳以上の方対象で指定された診療所で本来は全額自己負担になりますが、健康増進のため、ひと月2枚、年間24枚発行しております。今年度決算額見込みは315万円、人間ドックと合わせますと約4000万円を見込んでおります。事業を行うと補助金がもらえるようになっております。以上です。

(西村委員)

増額の理由はなんですか。

(国保年金課)

22年度からご覧になりますと、23年度1,093件、24年度1,250件というように需要が増えています。

今まで会社で人間ドックを受けていたが退職されて申し込みが多くなっていると考えられます。

(西村委員)

実際にこの国保事業で早期発見で助かったという事例はありますか。

(国保年金課)

はい。市民の方から初期のがんが見つかってよかったというお声は頂いています。

(山口副会長)

はり、きゅう、あんまの適正化実行プランの8番で独立会計の原則で成り立っている国保特別会計が、一般会計からの繰入金に頼っていることから、特別会計の趣旨を尊重し、適正な助成額について、国保運営協議会に諮問していきたいとありますが、これは市の話ですか。

(国保年金課)

はい、どうしても国、県の補助金だけではまかないきれないところがありまして市の一般会計からでております。

(前田委員)

人間ドックの件ですが基本検診を受けていると人間ドックは受けられないというのがありますよね。基本検診の受診率というのは上がっていますか。

(国保年金課)

今、基本検診というのはなくなりまして、特定検診というのになりまして、特定検診の検査項目が人間ドックの検査項目に網羅されておりまして1,000人分の特定検診の受診者数が増えています。

(前田委員)

特定検診の受診率が上がっていかないと全体のレベルも上がっていかないとすよ

ね。これは周知徹底はしていますか。

(国保年金課)

今、千葉県で44%の受診率なんですけど流山市は多いほうです。

(伊藤会長)

では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(都市計画課) <街づくり組織活動費補助金について>

都市計画課長の亀山でございます。お手元にあるのが街づくり条例のリーフレットです。この街づくり条例は24年10月1日から施行しております。この中で市民との協働ということで地区街づくり計画、地域地区の方々が自分たちのルール作りをしようという制度設計をつくっております。地区の街づくり計画というのが規定の現行の法律の中では都市計画法に基づく地区計画と建築基準法に基づく建築協定これは法定のルールとなっております。それに加えましてもうひとつハードルを下げた地区街づくり計画というのを条例の中に位置付けて同じように地元と行政がコントロールして良質な街づくりをつくっていきこうという制度でございます。ルールづくりの流れはリーフレットの3ページのとおりです。地区のルールづくりを作成するにあたり市が支援します。①の活動経費の助成が今回ご審議いただいている補助金でございます。補助金の内容効果等については適正化実行プランのとおりです。

これは地区の組織としての位置付けとして市の認定を頂き、それぞれの地域の特性を活かして街づくりをすすめていきこうというような意識のある街を支援していきこうという制度です。以上です。

(伊藤会長)

それではご審議お願いします。

(前田委員)

前回の審議会の答申は見て頂いていますか。

(都市計画課)

はい、見ております。

(前田委員)

それに対しては何もないようですが。私たちは、適正化実行プランや皆さんの説明によって理解を深めています。答申をきちんと見ているかどうかの方が重要なんです。

(都市計画課)

前回、組織づくりにあたって、地域設定や規模などの具体的な内容がきちんと確認できないというご指摘を受けました。

(前田委員)

ですから、答申はこの様な内容でした。その答申に対する考え方がこうなんです、という内容が書いてあるべきです。

条例は、市の最高の法的措置ですよね、その条例を作るのに答申が出ました。それがCでした。しかしながら、補助金については市長の権限において認められています。

最終的に条例が出来上がり、その条例にお金の事も触れていますよね。これで補助金については決着がついたのではないのでしょうか。それでも今回の諮問という事は、そういう意味なののでしょうか。

答申がC評価であった事をきちんと認識しておられるのか、そここのところが分からないんですよ。

(都市計画課)

大変申し訳ありません。答申に沿った今回の内容について明確になってないというご指摘でした。

この組織づくりと地域設定ですが、われわれがこうなさいということではなく、地域の方々が自治会や班単位で対応ができ、自分たちがこうしたいと言ってスタートするものなので、地域設定については非常に説明しづらいというのをご理解いただけますでしょうか。

(伊藤会長)

話を整理しますと、この街づくり条例はできて間もないですよ。この条例に対して前田委員も私も含め決して反対しているわけではなくて、われわれ補助金等審議会のメンバーが苦勞して答申書を作るわけですからそれなりの指摘があるならばきちんと見て頂きたいということです。

(都市計画課)

われわれも答申の内容を見させて頂ききちんと書いたつもりでした。しかし不十分で申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

(伊藤会長)

これは都市計画課さんの実行プランだけを見て言っているわけではなく他にも含めて言っておりますので。やはり資金は貴重ですのもう少し重視して頂きたいと思います。

(前田委員)

まちづくり協議会というのがありますよね。これは何回も議論したりしていましたが、この街づくり条例はできるまで、どのようにご理解を求める色々な手立てをおこなってきたのでしょうか。

(都市計画課)

街づくり条例ができるまでの街づくりのルールというのは、ルール作りとして都市計画法に基づく地区計画。これは今市内全域で35箇所あります。その中で地域の保全型、例えば一戸建て住宅地の建設されているところに、アパートを建てたりなどワンルームの進出が多かった時に、ごみの問題だとか若者の層とかの問題があり、できたらワンルームは建ててほしくないということがございました。あとは、わりとゆったりした土地なんですけど、それが建売事業者等が入ってくることにより、例えば、今まで100坪あった土地が、事業者さんに渡ると、3宅地になることにより過密になってきて今の住環境が守れない、そういうような地域の方々が、ルールを定めましようということで、都市計画法に定める地区計画だったり、建築基準法の建築協定だっ

たりというのを作ってありまして、今、流山で地区計画35のうち、つくばエクスプレス区画整理事業の後は、行政が主導して地区計画かけているものがあり、それ以外に地域の方々がこういうルールづくりをしたいというような形で、ルールができあがっているのが約20地区あります。それと建築協定ということで基準法上のルール作りをしているものが9地区あります。そのほかに自主ルールや、ローカルルールと言ったりするのですが、自治会さんが独自でもっているルールです。これは法的な制度ではなく、窓口でこういうルールがありますよと言っても、これはあくまでも紳士協定ですよねと言ってなかなか守って頂けない。これができるまでは、とりあえず地区計画建築協定という方法で地元がルール作りをしてきます。私どもの都市計画課は地区計画の担当をし、建築住宅課が建築協定を担当しています。そこで職員が地元に入って色々なルールづくりのお手伝いをします。平成20年からは、街づくり相談員ということで、専門家を派遣したりという形で今までルールづくりをしてきました。地区計画は、法律の中で申し出をするとうのがありまして、このルールがまだ明確にできていなかったのので、今回この街づくり条例で明確にしました。あと資金計画のルールも一緒に取り込みました。

(前田委員)

市民全体への広報とかはなかったのですか。

(都市計画課)

広報では2回通知しておりましてこういうルール作りができたので活用してくださいとお知らせしております。

今出来上がってのお話ですが、作りこみの時に市民参加でやっけていまして、庁内の策定部会と専門家の委員さんと、市民から選んだ委員さんとで、街づくり条例の検討委員会を作って、この中で、たたき台を作って頂いて委員さん以外にも市民の皆さんが参加できるような街づくりサロンという形で一般の方にも、作りこみの段階でも見える形で行って来ました。

(山口副会長)

作りこみをしていただいてどんな効果が得られますか。

(都市計画課)

地区が作ったルールを街づくり計画とするのか、地区計画とするのかそれぞれ違うのですが、地区街づくり計画は街づくり条例でコントロールするので、われわれが指導勧告します。法律に抵触しそれでも事業者がするのであればそれは止めようがないです。ただそのルールを事前に市長が認定し、事前に公表することにより事業者を守ってもらおうということでございます。

(山口副会長)

この組織というのは自治会だけでもいいのですか。

(都市計画課)

はい。そうです。実際に今も自治会単位でやっているところもございます。

そしてこの組織は事業者とルールについて協議してもらいます。

(西村委員)

この補助金の対象団体として認めるのは誰ですか。

(都市計画課)

市長です。

(西村委員)

条件はなんですか。

(都市計画課)

今、規則の中で条例ではあまり硬くしていないのですが、新しい規約を作らなくても自治会の会則の中でこういう街を作りましょうというのがあれば、その自治会が認定を受ける場合がございます。条例の中で認定する団体には、区域住民や、土地所有者によって構成されて参加を拒まないようにしています。

ルールを作ることにより、住環境を守りましょうというねらいがあり、商店街や不在地主さんにもこのようなルール作りができますというのを知って頂くよう考えております。今現実に2つの地域で動いています。すでに制度化している街づくり相談員を派遣しております。

(山口副会長)

そこは自治会が主体ですか。

(都市計画課)

はい。今、江戸川台でひとつと、平和台で一つ動いております。

(山口副会長)

ここが今、市として条例に沿ったものになりつつあるということですか。

(都市計画課)

はい、今めざしているのは地区計画を目指しています。

(伊藤会長)

争いをなくし、明るい街づくりをつくっていくという意味では重要なことだと私は思います。

では、よろしいでしょうか。次に指導課さんお願いします。

(指導課) <小中学校教育研究会補助金について>

指導課の大重でございます。小中学校教育研究会補助金についてご説明します。これは、流山市内23校の教職員が、各教科、領域、道徳別の分科会に分かれ、教育現場実践上の諸問題について研究協議し、その解明を目指していき、授業実践、実技研修をして、共同で研究、研修を重ね、教職員の資質の向上、専門的な技術向上を図り、児童生徒への指導力向上に質するという目的があります。

予算として市の補助金は24年度は871,000円を頂いております。これは、流山市の研究會運営費として31,000円、県と同じ組織でつながっていますので、運営費として一人1,000円×600人で600,000円、研究部会費として400円×600人で240,000円、これが補助金となります。

そして会費として先生方から一人あたり1,680円を徴収しております。

25年度の予算に関しては21,000円の増額をお願いしております。これは今年度の会員数の増加分(15人)でございます。以上です。

(伊藤会長)

はい。ありがとうございました。委員の方、質問をどうぞ。

(山口副会長)

この1,000円というのは市の分担金ですか。615人いれば615万円納めなければならないということですか。

(指導課)

本日も常盤松中学校、北小学校で研究会がありまして県下から約600名程度の先生が来まして算数、数学の研究会を開きました。来年度は技術、家庭科の研究会を予定しています。

(前田委員)

23年2月の答申は見ていますか。継続でAランクだったけどこんな活動をやっているとかを見せて頂かないと。市長に対す答申ですから答えていただかないといけません。私たちは適正化実行プランと皆さんの説明だけが頼りないんです。

(山口副会長)

そうですね。去年そういう議論があったんです。どのようにフィードバックされているかとかが少なくともよく見えないので、成果とかも是非とも見せていただきたいですね。

(西村委員)

市を頼りにせず教職員が自分たちで自主努力をしていこうというのは考えていらっしゃるのですか。

(伊藤会長)

私は以前教育に携わっていましたが、学会がありそれなりの意見交換をして刺激がございまして。そういう意味では教育研究会というのは非常に重要なことと思っております。ただマンネリ化しないように教職員たちの質の向上と指導の上で公表するのだという教訓だけではなくてそこに新しい考え方を入れるなりして、参加した教職員だけではなく一般にも見えるような形でしていただきたいと思っております。

(西村委員)

勉強なさる方は毎年変わっているというのは理解しております。毎年このような補助金は継続するということですね。

(伊藤会長)

別のところの小中学校との交流はされているのですよね。

(指導課)

地域、市町村との交流もありますし、市や県の教育委員会で主催している研修もありますがこの研究会の特徴として自主的な運営でその時々ニーズにあったものでその年度でどういう研修内容にしていくか決めております。

(山口副会長)

このまま続くのであればやはり成果を見せてほしいですね。

(伊藤委員)

はい。お時間もありますのでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では第3回補助金等審議会すべてのヒヤリングが終了いたしました。

(事務局)

総合評価4段階について、最終的（評価コメント含め）な決定を確認。（評価票の説明、評価票の締め切りなど今後の日程について説明。）

(伊藤会長)

ありがとうございました。

午後5時15分解散